の構造	マンホール、掃除穴、検査穴等の大きさ及び数	種類	大きさ			数	
			mm×	mm			
				mm			
				mm			
	管	材料	外径		厚さ		
				mm		mm	
	② 安全弁その他の安全装置	種類	形式	呼び径		個数	
				mm			
				mm			
製造者名及び製造年月				年　月			
工作責任者氏名							
※ 構造検査又は使用検査の別（いずれかを○で囲む）		構造検査　・　使用検査					
※ 水圧試験圧力				MPa			
※ 検査場所及び検査年月日		年　月　日					
※ 刻印番号							
※ 検査者の所属及び氏名							
※ 摘要							

備考

1　①及び②の欄は、間接加熱式第一種圧力容器にあつては、上欄は被加熱物側について、下欄は熱源側について、それぞれ記入すること。

2　②の欄の「種類」の項には、ばね安全弁、逃がし弁等の別を、同欄の「形式」の項には、揚程式、全量式等の別を記入すること。

3　※印を付してある欄は、申請者において記入しないこと。

4　第一種圧力容器の構造を示す図面を添付すること。

様式第二十五号を次のように改める。

様式第25号（第56条の２条関係）

第一種圧力容器設置届

①事業の種類	事業場の名称		事業場の所在地
	電話　（　）		
使用の目的			
②加熱の方法	直火　蒸気　その他	当該容器に受け入れる又は当該容器において発生する気体の名称	
設置予定年月日	年　月　日		
③参考事項			

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考　1　①の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

2　②の欄は、該当する事項に○印を付すること。

3　③の欄は、当該圧力容器に附属するコンデンサー、液体加熱器等があるときには、その名称を記入すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。